

令和 8 年 7 月 1 6 日

茅ヶ崎市立南湖公民館運営審議会
会長 鈴木 葉子 様

茅ヶ崎市立南湖公民館
館長 星谷 尚央

茅ヶ崎市立南湖公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第 29 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を要する事項

地域とともにある公民館の未来像

2 理由

公民館は社会教育法に基づき社会教育の拠点として位置づけられています。第 22 条に書かれている講座などを開催することで、第 20 条にある「住民の実際生活に即する教育等を行い、社会福祉の増進に寄与する」ことを目的としています。

しかし、社会教育法が制定された昭和 24 年から公民館を取り巻く社会情勢は大きく様変わりしています。近年では、少子高齢化や孤独・孤立、地域コミュニティの希薄化、子育て環境の変化、貧困、地域の担い手不足、デジタル化への対応など地域社会を取り巻く課題はますます多様化しています。

茅ヶ崎市教育基本計画（令和 8 年度改訂版）で、基本方針 2「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」の政策 3「子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進」の施策で「学びと交流を通じた地域の教育力の向上」が重点施策になっています。社会教育施設等は、地域、関係団体や市長部局等との連携を深めることで、子どもから大人までが共に学び、交流する機会を通じて地域の教育力の向上につなげていくことがうたわれています。

社会を取り巻く課題は、少子高齢化等ますます複雑化・多様化し、公民館は様々な現代的な課題に直面しています。こうした課題に対しては公民館単独で対応するのではなく、学校、福祉、行政、民間団体などとの連携を図りながら、多様な視点と専門性を持ち寄って取り組むことが可能だと考えます。地域課題に応じて、関係機関や専門家とともに、協働で取り組んでいくことも大切です。そのことで、教育基本計画で言う地域の教育力の向上が図られると考えます。

一方で、開設から 41 年を経過している公民館は無料施設ではありますが、施設の老朽化等一定の課題もあります。

また、社会情勢が変化していく中であっても、従来の公民館でのサークル活動やまつり、地域の行事等についても引き続き大切にしていきたいと考えます。

地域社会の様々な変化が進む中で、そこから発生する地域課題に対して、地域の住民や団体、各種機関と公民館とで連携・協働しながら取り組んでいく未来の姿を考えてみたいと思います。

以上のことから、上記 1 の「検討を要する事項」について諮問いたしますので、御審議の上、答申くださるようお願いいたします。

3 答申希望日 令和 9 年 3 月